

VII 適用除外（条例の適用が除外されるもの）

○ 選挙運動のための屋外広告物や地方自治体が掲出する広告物などは、条例の適用が除外されます（条例第7条）。

* 適用除外の基準は、下表のとおり

禁止物件、禁止地域、許可地域の規定の適用除外となるものの基準

区 分	禁止物件の規定の適用	禁止地域の規定の適用	許可地域の規定の適用
1 法令の規定により掲出するもの	全て適用除外（許可申請不要）		
2 公職選挙法その他の法令による選挙運動又は選挙の運動期間中及び選挙の当日において行う政治活動のために掲出するもの	全て適用除外（許可申請不要）		
3 アーケード、街燈柱、公園施設に地名、寄贈者名等を表示するもので、右欄の基準に適合するもの	<p>次の要件を満たすものは、適用除外（許可申請不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●表示面積（次の2つを満たすこと） <ul style="list-style-type: none"> ・表示方向から見た場合における当該表示施設・物件の外郭線内を1平面とみなしたものの面積の1/20以下 ・0.5㎡（街燈柱については、1㎡）以下（地名、街区名等は面積制限なし） ●個数：1の施設又は物件につき1個（アーケード、街燈柱は個数制限なし） ●色彩：蛍光塗料を使用しないもの <p style="text-align: right;">[規則別表第1中1参照]</p>		
4 天災地変、伝染病の発生等緊急やむを得ない場合に必要なもの	全て適用除外（許可申請不要）		
5 自家広告物で右欄の基準に適合するもの	<p>一部適用除外（禁止物件のうち送電塔、送受信塔、水道タンクその他これらに類するものに掲出する自家広告物が、右欄の基準を満たす場合は、許可申請不要）</p> <p style="text-align: right;">[規則別表第1中4参照]</p>	<p>次の要件を満たすものは適用除外（許可申請不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●表示面積：1事業所等あたり合計20㎡以下 ●その他：蛍光塗料を使用しないもの <p style="text-align: right;">[規則別表第1中2参照]</p>	

区 分	禁止物件の規定の適用	禁止地域の規定の適用	許可地域の規定の適用
6 管理用広告物で右欄の基準に適合するもの	一部適用除外 (禁止物件のうち送電塔、送受信塔、水道タンクなどに掲出する場合は許可申請不要)	表示面積 3 m ² 以下のものは適用除外 (許可申請不要)	[規則別表第 1 中 3 参照]
7 冠婚葬祭・祭礼等のため、臨時に掲出するもの	不 可	全て適用除外 (許可申請不要)	
8 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に掲出するもの	不 可	全て適用除外 (許可申請不要)	
9 人、動物、車両、船舶等に掲出するもの	不 可	全て適用除外 (許可申請不要)	
10 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則に定めるところにより掲出するもの	不 可	全て適用除外 (許可申請不要)	
11 広告物を掲出する物件の設置の許可を受けた者が当該物件に表示するはり紙で右欄の基準に適合するもの			広告物を掲出する物件の掲出面をはみ出さないもので、蛍光塗料を使用しないものは適用除外 (許可申請不要)
12 国、地方公共団体、岐阜県交通安全協会及び下呂地区交通安全協会が公共的目的をもって掲出するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ この場合は、禁止物件、禁止地域及び許可地域の規定が適用されないが、各規定の趣旨に沿うように努めなければならない。 ・ 許可申請に代わり、市長への通知が必要。 <p>なお、次の広告物は、通知不要。</p> <p>(ア) この表の 1～11 の広告物。</p> <p>(イ) 官公署の建造物・敷地に掲出する広告物。</p> <p>(ウ) 官公署の建造物・敷地の外で、表示面積が 1 面 6 m²以下、合計が 1 2 m²以下の広告物。</p>		

※ 禁止地域に自家広告物、道標等（この表の 5・7 の基準に適合しないもの）、案内用広告物を掲出するには、許可を受けなければなりません（ただし、11、12 ページの許可の基準を満たすものであること）。

※ 政党が第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域内において表示するはり紙及びはり札については、禁止地域の規定は適用されません（ただし、許可申請は必要）。[規則別表第 1 中 5 参照]